

新しい生活様式の店舗助成事業 募集要項

【店舗改装費補助】

1 概要

新型コロナウイルスの感染予防を図るため、不特定多数の人が集まる来客型の店舗などにおいて、感染予防の取り組みに要した経費の一部を助成します。

2 助成対象者

次の（１）から（４）の要件をすべて満たす事業者の方です。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）2条第1項第4号及び第5号に掲げる営業及び同法同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗を除きます。

（１）中小企業者又は個人事業主

市内に店舗がある方が対象です。

（２）次の事業を営む来客型の店舗等を有する者

ただし、不特定多数の来客のない無店舗営業や従業員のみが利用する事務所などは対象になりません。

- ① 小売業
- ② 宿泊業
- ③ 飲食業
- ④ 生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）
- ⑤ その他物品賃貸業（DVDやCDのレンタルショップのみ）
- ⑥ 娯楽業（スポーツクラブ等）
- ⑦ 学習支援業（学習塾、英会話教室等）
- ⑧ 療術業（はり・きゅう、あん摩マッサージ等）

（３）次の事項を遵守することについて同意し、必要な書類を提出できること

- ① 福岡県が定める「感染防止宣言ステッカー」に登録し、店舗に掲示していること
- ② 業界団体の定めるガイドラインを遵守すること
- ③ 店舗において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に、保健所が行う調査に協力すること

（４）次の要件に該当する者

- ① 食品衛生法や建築基準法その他の関係法令に違反していないこと
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（「以下暴力団員」という）でないこと
- ③ 会社にあっては、その役員のうち暴力団員がいないこと
- ④ 暴力団員を自らの業務に従事させ、又は自らの業務の補助者として使用していないこと
- ⑤ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと
- ⑥ 店舗が本年6月から実施している新しい生活様式の店舗助成事業による補助金の交付を受け、又は受けることが決定していないこと。

- ⑦ 対象経費について国や県など他の補助制度に基づいて補助金の交付を受け、又は受けることが決定していないこと

3 助成対象経費

助成経費は、次のいずれかに該当し、工事を伴うものに限ります。ただし、工事の実施にあたっては、市内の施工業者を利用する場合に限ります。

※市内の施工業者とは、①市内に本社もしくは本店があり、かつ、②市内にある事業所で施工するものをいいます（市内に本社もしくは本店があっても市外の事業所で施工した場合は該当しません。）。

※市内の施工業者の確認は領収書の記載で判断します。

- (1) 客室の換気を改善するための換気扇又は窓の設置（取換も含みます。）に要する経費

- 【対象になる例】
- ・ 換気扇の設置、取換え ○
 - ・ 換気窓の設置、取換え ○
 - ・ 換気のための網戸の設置、取換え ○

- 【対象外の例】
- ・ 網戸の網の張替えのみ ×
 - ・ 厨房等客室の換気につながらない場所への換気扇の設置 ×

- (2) 飛沫感染防止のための間仕切りの設置に要する経費

- 【対象になる例】
- ・ アクリル板や木製の間仕切り、ビニールカーテンの設置工事 ○

- 【対象外の例】
- ・ 既製品の間仕切り、衝立の購入 ×
 - ・ 設置を伴わない資材だけの購入 ×

- (3) 非接触型自動水栓（蛇口）の設置に要する経費

- 【対象になる例】
- ・ トイレ等お客様が利用する場所への非接触型自動水栓（蛇口）の設置 ○

- 【対象外の例】
- ・ 厨房や従業員専用スペースなどお客様の利用しない場所への非接触型自動水栓（蛇口）の設置や取換 ×
 - ・ 非接触型自動給水機能のついた給水器や次亜塩素酸水精製器 ×

- (4) 客室の衛生環境を改善するための壁紙や床材の張替又は薬剤による壁面や床面のコーティング（ウイルスを除去・抑制する機能を有するものに限る。）に要する経費

※ウイルスを除去・抑制する機能は、当該機能が記載されている製品の取扱説明書やカタログ、ホームページの抜粋などを提出していただく必要があります。

4 助成金額

1店舗あたり対象経費から5万円を控除した額(千円未満切り捨て)で上限20万円です。

※消費税は、対象経費に含みません。

5 助成対象期間

令和2年9月1日（火）から10月31日（土）までの間に行った工事（発注したものが対象です。

6 対象店舗数の上限

- (1) 複数の店舗をお持ちの場合は、2店舗（ビルオーナー補助金の店舗も含む）を上限とします。
- (2) 2店舗申請する場合、店舗ごとに申請書類をご提出していただくことになります。

7 申請手続き

(1) 申請書類

「新しい生活様式の店舗助成事業補助金交付申請書兼実績報告書」（様式第1号）を、市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 添付書類

- ① 添付資料は、申請者が個人か法人かによって異なりますので、次のページの表を参考にしてお準備ください。
- ② 経費が確認できるものとして、領収書等に「北九州市新生活様式店舗助成受付」の押印をします。ご了承ください。

(3) 申請受付期間

令和2年9月16日（水）から11月30日（月）まで

(4) 申請方法

申請方法は原則郵送です。必ず「書留」で送付してください（令和2年11月30日当日消印有効）

【送付先】〒802-0001

北九州市小倉北区浅野2-14-3

あるあるCity2号館 2階

北九州市新しい生活様式の店舗助成事業事務局「店舗改装費補助」行

(5) 申請時の留意事項

- ① 必要に応じて、追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ② 申請に係る経費は、申請事業者の負担となります。
- ③ 提出された申請書類は返却しませんので、原本が必要な方は提出前に写し取って保管してください。（なお、提出後に内容についてお問い合わせすることがあります。）
- ④ ご相談などを希望される場合は、**必ず事前に下記にお電話でご予約の上、指定の窓口にお越しください。**

【予約電話】 0120-253-375

9:00から17:00まで

※予約の受付開始は令和2年9月10日（木）からです。

【受付期間】 令和2年9月16日（水）から10月31日（土）まで

10:00から15:00まで（月～金、土日祝日は休止）

【場 所】 〒802-0001

北九州市小倉北区浅野2-14-3

あるあるCity2号館 2階

8 その他注意事項

- (1) 補助金の対象になる方や対象となる経費について、募集要項やよくあるお問い合わせを事前によくご確認のうえ申請してください。
- (2) 補助金の交付は、対象店舗ごとに1回のみとします。(後から追加で申請することはできませんので申請の際は、もれのないようご注意ください。)
- (3) 対象経費について、既に他の補助制度に基づいて補助金の交付を受け、又は受けることが決定しているものに対しては、補助金を交付しません。また、本市の補助金を受けたことにより、対象経費について、同様の他の補助制度を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- (4) 申請内容に虚偽や不正があることが発覚した場合は、補助金を返還いただくほか法的責任を問われることがあります。
- (5) 対象店舗における感染防止対策以外の目的(単なる私的利用や転売など)の利用が分かった場合は、補助金を返還いただくことがあります。
- (6) 「新しい生活様式の店舗助成事業(消耗品費補助金は除く)」における店舗への助成は1事業者あたり2店舗までの助成とします。既に6月から開始した「新しい生活様式の店舗助成事業」で2店舗の補助金の交付を受け、又は受けることが決定している事業者は申請できません。

【申請書の添付書類一覧】

書類(写し)	個人	法人	備考
本人確認書類(写し) (事業主又は代表者)			・運転免許証、健康保険証など ※裏面に記載がある場合は裏面も ※マイナンバーカードの場合は、マイナンバーは黒塗りで消すこと。
法人登記簿謄本(写し)			・3か月以内に発行されたもの
経費が確認出来るもの(原本) 【領収書()枚、レシート()枚】 ※必ず枚数を記入してください。			・領収書、レシート(原本) ※発行元と費用の詳細が確認出来るもの ※補助対象の内容が分かるもの ※工事は市内業者の施工と確認できるもの
店舗の工事に要した経費(参考様式1)			
機能が確認出来るもの(写し) ※ <u>壁紙・床材の張替、薬剤コーティング施工を実施した場合のみ必要。</u>			・ウイルス除去機能が確認できる説明書、カタログ、ホームページなど ※薬剤コーティング施工中の写真も添付
店舗内の状況 (任意様式)又は(参考様式3)			・写真をA4用紙へ貼り付けるか、 A4用紙に印刷したもの ※写真を貼付する場合は裏面に記名すること ※改装前・改装後の遠景写真及び近景写真(各1枚)
振込先口座が分かる書類(写し)			・通帳の口座名義、口座番号が分かる部分 ※申請者名義の口座であること

営業実態が確認できる書類（写し）			・ 営業許可書、確定申告書、開業届など ※申請者名義、屋号、店舗所在地が確認できるもの
誓約書（参考様式4）			
役員名簿（参考様式5）			・ 法人登記簿の役員（取締役、監査役）を記載したもの
福岡県「感染防止宣言ステッカー」（写し）			・ 店名、申請番号が入っているもの ※福岡県庁ホームページで登録後にダウンロードし印刷したもの
福岡県「感染防止宣言ステッカー」を掲示している店舗写真（任意様式）又は（参考様式6）			・ ステッカーの掲示、店舗の看板、店舗の様子などが確認できる写真 ・ 写真をA4用紙へ貼り付けるか、A4用紙に印刷したもの ※写真を貼付する場合は裏面に記名すること

問い合わせ先

新しい生活様式の店舗助成事業コールセンター

0120-253-375

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝日も受付）